

資料1 学校において予防すべき感染症に伴う出席停止について

山梨県立農林高等学校

下記の感染症は、学校保健安全法に基づき**出席停止**となります。
 診断を受けた場合は速やかに学校へ連絡し、医師の指示に従って療養してください。
 出席停止期間は表の基準によりますが、病状により医師が他へ感染させるおそれがないとして許可した場合は、登校可能です。
 ※インフルエンザの詳細は【資料2】参照。
 治癒して登校再開後、1週間以内に「学校感染症による欠席届」を記入し、担任へ提出してください。

学校保健安全法施行規則第18条・第19条に基づく感染症の分類・出席停止期間一覧

分類	種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後(発症の翌日又は無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎(はやり目)	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	
	その他の感染症(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、RSウイルス感染症、その他アデノウイルス感染症)	
	伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、手足口病、带状疱疹	医師により感染のおそれがないと認められるまで ※欠席の必要がない場合あり